

## 建築士法一部改正が成立

以上新規用  
設計で書面契約義務化

建築士法の一部を改正する法律案が20日、参議院本会議で可決、成立した。これにより、延べ床面積が300平方㍍を超える新築建物の設計業務で、書面による契約が義務付けられた。延べ床面積が300平方㍍を超える新築建物の設計や工事監理では、業務の丸投げ

が禁止となった。

建築士へのなりすましトラブルなどが発生したため、今後は一級建築士、二級建築士、木造建築士

は、委託者から請求があり、た場合、建築士免許証、または建築士免許証明書を提示しなければならない。

これまで事務所への立

ち入り調査は出来たが、建築士への調査権はなかったため、建築士に対する国土交通大臣、都道府県知事の調査権を今回、新設する」となる。

これまで省令で規定した「建築設備士」の名称を今回、法律上で規定。建築士は延べ面積が2000平方㍍を超える建築物の建築設備の設計または工事監理を行う場合、建築設備士の意見を聞く努力義務が求められる。

26.6.23 建設産業新聞